

豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市PCB処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が豊田市において行う、PCB廃棄物処理施設の設置及びPCB廃棄物の処理、並びに事業に伴って市とPCBの収集運搬における安全確保に関する協定を締結した収集運搬事業者（以下「収集運搬事業者」という。）により行われる収集運搬について監視するとともに、市民と収集運搬事業者及びJESCOとの間でリスクコミュニケーションを推進するため、安全監視委員会を設置する。

（監視事項等）

第3条 安全監視委員会は、次の各号に掲げる事項について監視等を行う。

- （1）PCB廃棄物処理施設の設計、施工、解体撤去等に関する事項
 - （2）PCB廃棄物処理施設の運転、安全対策等に関する事項
 - （3）PCB廃棄物の収集運搬及び運行管理に関する事項
 - （4）PCB処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項
 - （5）PCB処理事業における環境モニタリングに関する事項
 - （6）PCB処理事業における情報公開に関する事項
 - （7）前各号に掲げる事項のほか、PCB処理事業におけるリスクコミュニケーションに関する事項
- 2 収集運搬事業者、JESCO、愛知県及び豊田市は、安全監視委員会に対し、前項各号に掲げる事項に関して必要な説明を行わなければならない。

（委員）

第4条 安全監視委員会は、周辺自治区の代表、周辺企業代表及び学識経験者等で構成する15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 安全監視委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、安全監視委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を1名置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 安全監視委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 安全監視委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(会議の特例)

第6条の2 委員長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し、その結果をもって委員会の開催に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による委員会について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録による回答がなければ成立しない」と読み替えるものとする。

(オブザーバー)

第7条 安全監視委員会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは別表に掲げるものをもって充てる。

(関係人)

第8条 安全監視委員会は、必要があると認めるときは、JESCO、収集運搬事業者、その他関係人の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(活動状況の公開)

第9条 安全監視委員会は、その活動状況に関する情報を市民に対し公開するものとする。

(報告及び立入り)

第10条 安全監視委員会は、その活動の範囲内において必要があると認めるときは、処理施設等の関係施設の設置者の協力の下に、第3条第1項各号に掲げる事項に関し報告を求め、又は当該施設の職員の立会いの下、その施設に立ち入り、その保有する関係書類等を閲覧し、あるいは施設その他の物件を確認することができる。

(意見)

第11条 安全監視委員会は、第3条第1項各号に掲げる事項に関し、意見を述べることができる。

2 前項の意見は、豊田市に対し、原則として書面により提出するものとする。

3 豊田市は、第1項の意見に対し、適切に対応するとともに、その対応した内容について安全監視委員会に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 安全監視委員会の事務局を、環境部廃棄物対策課内に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月 日から施行する。

別表(第7条関係)

| | |
|--------|---------------------------|
| オブザーバー | 愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室長 |
| | 岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 |
| | 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長 |
| | 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課長 |
| | 豊田市消防本部予防課長 |
| | 豊田労働基準監督署安全衛生課長 |
| | 岐阜市環境部産業廃棄物指導課長 |
| | 静岡市環境局廃棄物対策課長 |
| | 浜松市環境部産業廃棄物対策課長 |
| | 名古屋市環境局事業部廃棄物指導課長 |
| | 豊橋市環境部廃棄物対策課長 |
| | 岡崎市環境部廃棄物対策課長 |
| | 一宮市環境部廃棄物対策課長 |

豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱 新旧対照表

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(監視事項等)</p> <p>第3条 安全監視委員会は、次の各号に掲げる事項について監視等を行う。</p> <p>(1) PCB廃棄物処理施設の設計、施工等に関する事項</p> <p>(2) PCB廃棄物処理施設の運転、安全対策等に関する事項</p> <p>(3) PCB廃棄物の収集運搬及び運行管理に関する事項</p> <p>(4) PCB処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項</p> <p>(5) PCB処理事業における環境モニタリングに関する事項</p> <p>(6) PCB処理事業における情報公開に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げる事項のほか、PCB処理事業におけるリスクコミュニケーションに関する事項</p> | <p>(監視事項等)</p> <p>第3条 安全監視委員会は、次の各号に掲げる事項について監視等を行う。</p> <p>(1) PCB廃棄物処理施設の設計、施工、<u>解体撤去</u>等に関する事項</p> <p>(2) PCB廃棄物処理施設の運転、安全対策等に関する事項</p> <p>(3) PCB廃棄物の収集運搬及び運行管理に関する事項</p> <p>(4) PCB処理事業全般における安全性及び環境保全に関する事項</p> <p>(5) PCB処理事業における環境モニタリングに関する事項</p> <p>(6) PCB処理事業における情報公開に関する事項</p> <p>(7) 前各号に掲げる事項のほか、PCB処理事業におけるリスクコミュニケーションに関する事項</p> |

豊田市 PCB 処理安全監視委員会作業部会による検討

1 趣旨

豊田市 PCB 処理安全監視委員会（以下「安全監視委員会」という。）設置要綱第3条第1項に掲げる事項に関し、PCB の漏洩事故等への対応を迅速かつ適切に行うため及び解体撤去の作業内容等を定期的に確認するため、専門的知見のある委員の立場から豊田市へ助言を行う作業部会を設置する。

2 作業部会

作業部会は、施設の運転管理や安全対策等に知見のある周辺企業代表、学識経験者等で構成する。

3 活動状況の報告

作業部会は、その活動状況に関する情報を安全監視委員会で報告するものとする。

4 その他

その他活動に必要な事項については、安全監視委員会設置要綱に従うものとする。